

大正十五年勅令第二百四十三号

健康保険法施行令

目次

第一章 適用事業所の事業の範囲（第一条）	第二章 全国健康保険協会の資金の運用（第一条の二）
第三章 健康保険組合	第三章 健康保険組合の設立（第一条の三—第五条）
第一節 設立（第一条の三—第五条）	一 健康保険組合の名称
第二節 管理（第六条—第十四条）	二 事務所の所在地
第三節 財務及び会計（第十五条—第二十四条）	三 設立事業所（健康保険組合が設立された適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地
第四節 特定健康保険組合の認可（第二十五条）	四 設立の認可の年月日
第五節 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可（第二十五条の二）	五 厚生労働大臣は、規約の変更を認可し、又は規約の変更の届出を受理した場合において、当該規約の変更が前項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものであるときは、その事項を告示するものとする。
第六節 合併及び分割並びに解散（第二十六条—第三十一条）	（規約の公告）
第七節 雜則（第三十二条・第三十三条）	第六条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、規約を公告しなければならない。
第四章 育児休業の根拠法令（第三十三条の二）	2 理事長は、規約が変更されたときは、速やかに、これを公告しなければならない。
第五章 保険給付（第三十三条の三—第四十四条）	（重要事項の報告）
第六章 手数料（第四十四条の二・第四十四条の三）	第四条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、組合会を招集して健康保険組合の設立の経過その他重要な事項を報告しなければならない。
第七章 費用の負担（第四十四条の四—第五十六条）	
第八章 健康保険組合連合会（第五十七条—第六十条）	
第九章 雜則（第六十一条—第七十三条）	
附則	

第一章 適用事業所の事業の範囲	第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第三項第一号レの政令で定める者は、次のとおりとする。
第二章 全国健康保険協会の資金の運用	
（資金の運用）	
第一条 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。	第一項 第一条の二 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得	一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金	二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託	三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託
第二章 健康保険組合	第二章 健康保険組合
第一節 設立	第一節 設立

（健康保険組合の設立に必要な被保険者の数）

第一条の三 法第十一条第一項の政令で定める数は、七百人とする。

法第十一項の政令で定める数は、三千人とする。

（設立の認可等の告示）

第二条 厚生労働大臣は、健康保険組合の設立の認可をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

一 健康保険組合の名称

二 事務所の所在地

三 設立事業所（健康保険組合が設立された適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地

四 設立の認可の年月日

五 厚生労働大臣は、規約の変更を認可し、又は規約の変更の届出を受理した場合において、当該規約の変更が前項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものであるときは、その事項を告示するものとする。

（規約の公告）

第六条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、規約を公告しなければならない。

2 理事長は、規約が変更されたときは、速やかに、これを公告しなければならない。

（重要事項の報告）

第四条 健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主は、健康保険組合の設立の認可があつたときは、速やかに、組合会を招集して健康保険組合の設立の経過その他重要な事項を報告しなければならない。

（理事長の職務の代行）

第五条 健康保険組合が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、健康保険組合の設立の認可の申請をした適用事業所の事業主が、理事長の職務を行う。

第六条 組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組合会議員の任期）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に組合会を招集しなければならない。

（組合会の招集）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に組合会を招集しなければならない。

（組合会議員の任期）

第七条 組合会は、理事長が招集する。組合会議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあつた日から二十日以内に組合会を招集しなければならない。

（組合会の招集）

- 3 契約の変更（法第十六条第二項の厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）の議事は、組合会議員の定数の三分の二以上の多数で決する。
- 4 組合会においては、第八条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した組合会議員の三分の二以上の同意があつた場合は、この限りでない。（組合会議員の除外）
- 第十二条** 組合会議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができる。ただし、組合会の同意があつた場合は、会議に出席して発言することができる。（代理）
- 第十三条** 組合会議員は、規約で定めるところにより、第八条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権行使することができる。ただし、他の組合会議員でなければ、代理人となることができない。
- 2 前項の規定により議決権又は選挙権行使する者は、出席者とみなす。
- 3 代理人は、五人以上の組合会議員を代理することができない。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を組合会に提出しなければならない。
- （会議録）**
- 第十四条** 役員の任期は、三年を超えない範囲内で規約で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。
- 第三節 財務及び会計**
- （会計年度）**
- 第十五条** 健康保険組合の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、事業開始の初年度にあつては、事業開始の日が始まり、翌年（事業開始の日が一月一日以降（予算の届出等））の三月三十一日で終る。
- 第十六条** 健康保険組合は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 予算に定めた各款の金額は、相互に流用することができない。
- 3 予算に定めた各項の金額は、組合会の議決を経て、相互に流用することができる。
- 第十七条** 健康保険組合は、組合会の議決を経て、継続費を設けることができる。
- 第十八条** 健康保険組合は、予算超過の支出又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けなければならない。
- 2 予備費は、組合会の否決した使途に充てることができない。
- 第十九条** 健康保険組合において、収入金を収納するのは翌年度の五月三十一日、支出金を支払うのは翌年度の四月三十日限りとする。（準備金の取崩し）
- 第二十条** 健康保険組合は、保険給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）、（準備金の取崩し）

- 同法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに法第七百七十三条の規定による拠出金（以下「一日雇扱出金」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（第二十九条及び第四十六条において「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用を含む。）の不足を補う場合を除いては、準備金を取り崩してはならない。（繰替使用等）
- 第二十二条** 健康保険組合は、支払現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 健康保険組合は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 第二十三条** 健康保険組合は、重要な財産を処分しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。（報告書の提出）
- 第二十四条** 健康保険組合は、毎年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 健康保険組合は、前項の書類を健康保険組合の主たる事務所に備え付けて置かなければならぬ。この場合において、健康保険組合は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
- 第二十五条** 健康保険組合は、法附則第三条第一項の認可を受けようとするとき、又は同項の認可の取消しを受けようとするときは、組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
- 第五節 特定健康保険組合の認可**
- 第二十五条の二** 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可
- 受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決しなければならない。
- 第六節 合併及び分割並びに解散**
- （合併又は分割の告示）**
- 第二十六条** 厚生労働大臣は、健康保険組合の合併又は分割の認可をしたときは、合併若しくは分割により設立し、又は消滅した健康保険組合及び合併又は分割後存続する健康保険組合について、次に掲げる事項を告示するものとする。
- 一 健康保険組合の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 設立事業所の名称及び所在地

四 合併又は分割の認可の年月日
(債務を完済するための費用負担の求め)

第二十七条 法第二十六条第三項の規定により設立事業所の事業主に負担することを求めることができる費用の額は、債務を完済するために要する費用の全部に相当する額とする。ただし、破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、厚生労働大臣の承認を得て、これを減額し、又は免除することができる。
(解散の告示)

第二十八条 厚生労働大臣は、健康保険組合が解散したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- 一 健康保険組合の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 設立事業所の名称及び所在地
- 四 解散の認可又は解散の命令の年月日
(指定の要件)

第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、一の年度の決算において支出(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額が収入(経常的なものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の額を超える状態が継続し、かつ、一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(以下この条、第四十六条、第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。)がある場合には、これを控除した額)を含み、被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び法第一百五十二条の二に規定する出産育児交付金(以下「出産育児交付金」という。)の額を除く。)から法第五十三条に規定するその他の給付及び介護納付金の納付に要した費用の額を控除した額を当該年度ににおける当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額で除して得た率が千分の九十五を超える状態が継続する健康保険組合であつて、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が法第二十八条第一項の指定をすべき年度の直前の三箇年度において行つた保険給付に要した費用の額(被保険者又はその被扶養者が法第六十三条第三項第三号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額を除外する。)の一年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額を下回つたものとする。
(健全化計画)

第三十条 法第二十八条第一項に規定する健全化計画(次項及び次条において単に「健全化計画」という。)は、法第二十八条第一項の規定による指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする三箇年間の計画とする。

2 健全化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業及び財産の現状

二 財政の健全化の目標
(解散を命ずることができる指定健康保険組合)

三 前号の目標を達成するために必要な具体的措置及びこれに伴う収入支出の増減の見込額

第三十一条 法第二十九条第一項の政令で定める指定健康保険組合は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働大臣が指定する期日までに健全化計画の承認を申請しない指定健康保険組合
- 二 健全化計画の承認を受けることができない指定健康保険組合

第七節 雜則

(権限の委任)

第三十二条 この章に規定する厚生労働大臣の権限の一部は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十三条 この章に規定するもののほか、健康保険組合に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 育児休業の根拠法令

第三十三条の二 法第四十三条の二第一項の政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)
二 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)
和二十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。)
三 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)

第五章 保険給付

(保険医療機関等の指定の拒否等に係る法律)

第三十三条の三 法第六十五条第三項第三号、第七十一条第二項第二号、第八十条第七号、第八十一条第四号、第八十九条第四項第五号及び第九十五条第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
- 二 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)
- 三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)
- 四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)
- 五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
- 六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)
- 七 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)
- 八 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)
- 十 薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号)
- 十一 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)
- 十二 高齢者の医療の確保に関する法律
- 十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)
- 十四 臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)
- 十五 法第八十条第九号、第八十一条第六号及び第九十五条第十号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
- 一 船員保険法
- 二 医師法
- 三 歯科医師法
- 四 保健師助産師看護師法
- 五 医療法
- 六 私立学校教職員共済法
- 七 国家公務員共済組合法
- 八 国民健康保険法
- 九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十 薬剤師法

- 二 地方公務員等共済組合法
十二 高齢者の医療の確保に関する法律
十三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
十四 臨床研究法

(一部負担金の割合が百分の三十となる場合)

第三十四条 法第七十七条第一項第三号の政令で定めるところにより算定した報酬の額は療養の給付を受ける月の標準報酬月額とし、同号の政令で定める額は二十八万円とする。

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 被保険者及びその被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該被扶養者がいない者については、三百八十三万円）に満たない者

二 被保険者（その被扶養者（七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。）がいない者であつてその被扶養者であつた者（法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなった者であつて、同項ただし書に該当するに至つた日の属する月以後五年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同項ただし書に該当するもの）をいう。以下この号において同じ。）がいるものに限る。）及びその被扶養者であつた者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者

第三十五条 法第一百条第一項の政令で定める金額は、五万円とする。

(出産育児一時金の金額)

第三十六条 法第一百一条の政令で定める金額は、四十八万八千円とする。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、四十八万八千円に、第一号に規定する保険契約に該当する被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、三万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算した金額とする。

一 当該病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産について、特定出産事故（出産（厚生労働省令で定める基準に該当する出産に限る。）に係る事故（厚生労働省令で定める事由により発生したもの除く。）のうち、出生した者が当該事故により脳性麻痺にかかり、厚生労働省令で定める程度の障害の状態となつたもの）をいう。次号において同じ。）が発生した場合において、当該出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るために補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約であつて厚生労働省令で定める要件に該当するものが締結されていること。

二 出産に係る医療の安全を確保し、当該医療の質の向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じていること。

(傷病手当金と障害手当金等との併給調整)

第三十六条の二 法第一百八条第四項ただし書の政令で定めるときは次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める差額は当該各号に定める額とする。

一 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合傷病手当金合計額（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害手当金の支給を受けることとなつた日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の法第九十九条第二項の規定により算定される額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日における当該合計額をいう。以下この条において同じ。）と障害手当金の額との差額

二 報酬を受けることができない場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる場合法第九十九条第二項の規定により算定される額と出産手当金の額（当該額が同項の規定により算定される額を超える場合は、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

第三十九条 削除

三 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額と当該受け取ることができる場合は、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

四 報酬の全部又は一部を受けることができる場合であつて、かつ、出産手当金の支給を受けることができる報酬の全部若しくは一部の額（当該額が同項の規定により算定される額と当該受け取ることができる場合は、当該額）との差額又は傷病手当金合計額と障害手当金の額との差額のいずれか少ない額

（傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件）

第三十七条 法第百八条第五項の政令で定める要件は、法第三十五条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けることができる日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。第四十一条の二、第四十三条の三及び第四十四条第二項から第七項までを除き、以下この章において同じ。）でないこととする。

（傷病手当金の併給調整の対象となる者の要件）

第三十八条 法第百八条第五項の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、その全額につき支給を停止されている給付を除く。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による老齢基礎年金及び同法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次号及び第三号において「昭和六十一年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢年金（老齢福祉年金を除く。）及び通算老齢年金

二 厚生年金保険法による老齢厚生年金及び特例老齢年金並びに昭和六十一年国民年金等改正法第三条の規定による厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

三 昭和六十一年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

七 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るために農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付のうち退職を給付事由とするもの

八 厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

九 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によって国家公務員共済組合連合会が支給する年金である給付のうち退職を支給事由とするもの

るときは、当該それぞれ合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額の合算額を高額療養費として支給する。

6 被保険者又はその被扶養者が特定給付対象療養（当該被保険者又はその被扶養者が次項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する疗養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

7 被保険者又はその被扶養者が特定疾病給付対象療養（当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する疗養を除く。）の被扶養者が第九項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる額が高額療養費より長期にわたり療養を必要とすることとなるものの当該療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として厚生労働大臣が定めるものが行われるべきものをいう。第四十二条第七項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる額から高額療養費として支給する。

8 被保険者又はその被扶養者が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養（食事療養、生活療養及び特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イからへまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

9 被保険者又はその被扶養者が次のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該療養に係る第一項第一号イからへまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからへまでに掲げる額が高額療養費として支給すること。

第四十一条の二 高額療養費の支給要件及び支給額

高額療養費は、第一号から第六号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）、第七号から第十二号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）又は第十三号から第十八号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合には、零ととする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいって「基準日被扶養者合算額」という。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいって「元被扶養者合算額」とする。）に高額療養費按分率（第七号に掲げる額を、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいって「基準日被扶養者合算額」という。）を乗じて得た額（基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第十三号に掲げる額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいって「元被扶養者合算額」とする。）を乗じて得た額の合算額とする。たゞし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間

をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該保険者の被保険者（日雇特例被保険者、国家公務員共済組合による私立学校教職員共済制度の加入者を除く。以下この条、第四十三条第十一項及び第四十三条の二から第四十三条の四までにおいて同じ。）である者（以下この条並びに第四十三条の二第一項、第二項、第五項及び第七項において「基準日被保険者」という。）が当該保険者の被保険者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。以下この条において同じ。）（法第九十八条第一項（法第百十条第七項及び第一百十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による保険給付に係る外来療養（以下この条において「継続給付に係る外来療養」という。）を含む。）に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第五項までの規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該者に係る支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担を軽減するための金品が支給される場合にあっては、当該者に係る当該金品に相当する額を控除した額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イからへまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該者がなお負担すべき額

二 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の保険者の被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の健康保険の保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者の被扶養者（基準日において当該保険者の被保険者の被扶養者である者に限る。以下この条並びに第四十二条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項において「基準日被扶養者」という。）が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

四 計算期間（基準日被扶養者が他の健康保険の保険者の被保険者であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

五 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

六 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者の医療の被保険者を除く。）であり、かつ、基準日被保険者が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

七 計算期間（基準日被保険者が当該保険者の被保険者であり、かつ、基準日被扶養者が当該基準日被保険者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被扶養者が当該保険者の

八 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の保険者の被保険者であり、かつ、基準日被扶養として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額被保険者の被扶養者（法第二百十一条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）

者が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該基準日被扶養者が当該他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者(法第百十一条第二項第一号三の規定が適用される場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第

（一号は規定する合算額）
準日被扶養者が当該保険者の被保険者であった間に限る。）において、当該其
準日被扶養者が当該保険者の被保険者（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であ
る場合を除く。）として二年又は二年未満（米英合計二年又は二年未満とする。）による第一号（二目

（當該基準日被看護者が當該介護の候間保険の被保険者（法第七十四条第一項第二号）の規定が適用される場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養）を含む。）に係る第一号に規定する合算額を含む。

一十章明用（基準日以降是後者）（高齢者の医療費の算定）を周する法律に基づく（後期高齢者）

被扶養者が三倍給合等の組合員等の被扶養者等（法律第一号第二項第一号二の規定が適用する者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来栄養によって第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。

二 語算額の算定（基準日被扶養者たる給付金等の合算員等）
一九四〇年六月三十日以後に附設の「被扶養者等の合算員等」
日本被扶養者が当該組合等の組合員等（法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者に相当する場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として主事長が令で定めるところにより算定した額

十三 計算期間（基準日被保険者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者であった間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）が

当該保険者の被保険者の被扶養者（法百第十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養（継続給付に係る外来療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

十四 計算期間（基準日被保険者が他の健康保険の被保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者であった者（基準日被扶養者を除く。）が当該基準日被保険者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者の被扶養者であつた者（基準日被扶養者を除く。）

を除く。)が当該他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者(法第百十一条第一項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額

十五 計算期間（基準日被扶養者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被保険者を除く。）が

十六 計算期間（基準日被扶養者が他の健康保険の保険者の被保険者であり、かつ、当該基準日被扶養者の被扶養者であった者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該他の健康保険の保険者の被保険者の被扶養者（法第百十一条第二項第一号ニの

規定が適用される者である場合を除く。)として受けた外来療養(継続給付に係る外来療養を含む。)に係る第一号に規定する合算額十七 計算期間(基準日被保険者が組合等(高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢

者医療広域連合を除く。)の組合員等(後期高齢者医療の被保険者を除く。)であり、かつ、当該基準日被保険者の被扶養者等であった者(基準日被扶養者を除く。)が当該基準日被保険者の被扶養者等であった間に限る。)において、当該基準日被保険者の被扶養者等であった者(基準日被扶養者を除く。)が当該組合等の組合員等の被扶養者等(法第百十一条第二項第一号ニニ規定が適用される者に相当する者としてある場合を除く。)として受けた外来算養について第一号に規定する合算額に相当する額とし、厚生労働省令で定めるところにより算定した額

十八 計算期間（基準日被扶養者が組合等（高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の組合員等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）であり、かつ当該基準日被扶養者が被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被扶養者の被扶養者等であつた者（基準日被保険者を除く。）が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号

に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額。
前項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日被扶養者に限る。）
に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項中「同号」とあるのは、

第三号」と「(第七号)」であるのは「(第九号)」と「(第十三号)」であるのは「(第十五号)」と向項たゞし書中「第七十四条第一項第三号」とあるのは「第一百十条第二項第一号二」と読み替えるものとする。

第一項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日において他の健康保険の保険者の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

第一項 同号に掲げる
（第二号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十
一日までの期間をいう。以下同じ。）（第三項に規定する者が当該保険

者の被保険者であつた間に限る。)において、当該第三項に規定する者が当該保険者の被保険者(法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。)として受けた第二号に規定する外来療

第七号に掲げる額に係る
第八号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、第三号に規定する基準日被扶養者が当該

同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。)において、当該基準日が扶養者が当該保険者の被保険者の被扶養者(法第百十条第二項第一号ニの規定が適用される者である場合を除く。)として受けた第

第十三号に掲げる八号に規定する外来療養に係る第十四号に掲げる額のうち、計算期間（第三項に規定する者が当該保険者の被保険者であり、かつ、当該同項に規定する者の被扶養者であ

つた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。において、当該同項に規定する者の被扶養者であつた者（当該基準日被扶養者を除く。）が当該同項に規定する者の被扶養者であつた間に限る。

一項た
し書
翌年七月三十一日
（毎年八月一日から
の末日
障者の被扶養者（法第百十一条第一項第一号二の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第十四号に規定する外来療養に係る

四 ある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、十四万円とする。

三 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者十六万七千四百円と、第四十一一条第三項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てて、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者八万八千円と、第四十一条第三項第一号又は第二号

五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者ノハ百円と第第四十一条第三項第一項及て当該号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定して当該療養に費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税非課税者である被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）二万四千六百円

自生金等の支給を受ける者は、同一の第四項に規定する場合の区分に属し当該各号に定める金額」とあるのは、「八十万元」として同項の規定を適用して算定した總所得額とし、總所得額に同法第二十一条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万元を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。第四十三条の三

第二項第六号において同じ。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する未開拓地等の金額(同法附則第三十三条の二第一項に規定する地代等の金額)を合算して課税する。

規定する長崎譲渡所得の金額（利得税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条第二項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により同法第三十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短

期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に

係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）—外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第二百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第四十三条の三第二項第六号において同じ。）がない被保険者若しくはその被扶養者又は療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する被保険者若しくはその被扶養者（第一号から第四号までに掲げる者を除く。）一万五千円

第一号から第四号までに掲げる者を除く、一万五千円
第四十一条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

は、二万一千二百円とする。

が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てる場合、この端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げる）の合算額。こゝへ、高須賀四百五十五円の場合は、二十一円二毛と云ふ。

三 前項第三号に掲げる者、八万三千円以下により算定した額が二百七十九千円に満たないときは、二十七万九千円から二十七万九千円を控除した額に百分

の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円

四 前項第四号に掲げる者 四万五十円と、第四十一条第四項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多數回該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。

五 五 前項第五号に掲げる者 一万二千三百円
六 六 前項第六号に掲げる者 七千五百円
第四十一条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に

定める額（同条第四項各号に掲げる療養（以下この条及び第四十三条の二第一項第一号において「七十五歳到達時特例対象療養」という。）に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 第三項第一号に掲げる者 一万八千円
二 第三項第五号又は第六号に掲げる者 八千円
六 第四十四条第六項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る同条第六項に規定する特定給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下この号において同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額

一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合 一万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千円）

一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）

一 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の前号の特定給付対象療養であつて、外来療養である場合 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、九千円）

第四十一条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次のイからホまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 八万百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五十円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円。以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万一千二百円）とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十二万六千三百円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四十二万五千円。以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八

八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万六千五百円)とする。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万八千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円)とする。

一 口 第一項第五号に掲げる者 三万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、一万七千七百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千三百円)とする。

七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾病給付対象療養に係るものにあつては、一万八千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千三百円)とする。

イ 第三項第一号に掲げる者 五万七千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万八千八百円)。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円)とする。

口 第三項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、十二万六千三百円)と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四十二万五千円。以下この口において同じ。)に満たないときは、八十四万二千円)から八十五回二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、十四万百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、七万五十円)とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 十六万七千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、八万三千七百円)と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。)に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万六千五百円)とする。

二 第三項第四号に掲げる者 八万百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万五十円)と、第四十一条第一項第一号イからへまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、十三万三千五百円。以下このニにおいて同じ。)に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多次回該当の場合にあっては、九万三千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、四万六千五百円)とする。

(高額介護合算療養費の支給要件及び支給額
第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に

掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給

次項において同じ。)に係る同条第二項第一号及び第一号に掲げる額の合算額(同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施

第四十三条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額から七十歳以上介護合算支給額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が高額介護合算療養費の支給の事務の執行に要する費用を勘案して厚生労働大臣が定める支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）以下である場合

七 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた介護予防サービス等(介護保険法施行令第二十二条の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項において同じ。)に係る同条第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額(同令第十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。

算額」という。)が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率(第一号に掲げる額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。ただし、同号から第五号までに掲げる額を合算した額又は第六号及び第七号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 計算期間において、基準日被保険者又はその被扶養者がそれぞれ当該保険者の被保険者又はその被扶養者として受けた療養(法第九十八条第一項(法第一百十条第七項及び第一百十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による保険給付に係る療養(以下この条において「継続給付に係る療養」という。)を含む。)に係る次に掲げる額の合算額(第四十一条第一項から第五項まで又は第四十一条の二の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とし、法第五十三条に規定するその他の給付として次に掲げる額に係る負担額を軽減するための金品が支給される場合にあっては、当該金品に相当する額を控除した額とす る。)

イ 当該療養(特定給付対象療養を除く。)に係る第四十一条第一項第一号イからヘまでに掲げられた額(二歳未満の児の月人前)の合算額に係るものは、同一の月に二つ以上の

3 前二項の規定は、計算期間において当該保険者の被保険者であつた者（基準日被扶養者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる」とあるのは、「第三号に掲げる」と、同項ただし書中「同号」とあるのは、「第一

「第一項及び第二項の規定は、計算期間において該保険者の被保険者であつた者（基準日において他の健康保険の保険者の被保険者又はその被扶養者である者に限る。）に対する高額介護合

額（七十歳に達する日の属する月以前の特定給付対象療養に係るものにあつては、当該特定

給付対象療養に係る第四第一項第一号から第五号までの掲げる額が同一の月にそれぞれ同一の病院等から受けた当該特定給付対象療養について二万円(七十五歳到達時特例対象療

に規定する合算額

養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る第一号に規定する合算額

基連日被扶養者が計算期間における他の保険併用の被扶養者の被扶養者であつた間に、^{三記者}が受けた療養又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養に係る第一

五 基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間における組合員等（第四十一条の二第九項に規定する組合員等）をいう。又は、二つ号文第二項に「司」の字をもつて、自該組合員

等が受けた療養（前各号に規定する療養を除く。）又はその被扶養者等（同条第十項に規定する被扶養者等をいう。以下この号及び第五項において司馬。）であつた者がその被扶養者等で

六 めるところによれば、算定した客
基準日被保険者又は基準日被扶養者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令
（平成十年政令第四百二十二号）第二十二条の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。

6 勘省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項及び次項において「通算対象負担額」という。）を合算した額から七十歳以上介護合算算定基準額（次項の七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額（当該額が支給基準額以下である場合又は当該七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項の規定を適用する場合又は、零とする。）をいう。）を控除した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

7 令で定めるところにより算定した額（以下この項において「七十歳以上通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

8 計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日ににおいて後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者である者を基準日被保険者とみなして厚生労働省令で定めることにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であった者がその被扶養者であった間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。）を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

第四十三条の三 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の者 六十七万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 二百十二万円

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一万円

四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。） 六十万円

6 第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
通算対象負担額のうち、七十歳以上合算対象サービスに係る額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（以下「この項において「七十歳以上通算対象負担額」といいう。）を合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算按分率（前項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る七十歳以上通算対象負担額を、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額を高額介護合算療養費として同項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号から第五号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。
計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日ににおいて後期高齢者医療の被保険

7
計算期間において当該保険者の被保険者であった者（基準日ににおいて後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費は、当該後期高齢者医療の被保険者である者を基準日被保険者とみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額（以下この項において「通算対象負担額」という。）を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（この項に規定する者が計算期間における当該保険者の被保険者であった間に、当該者が受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）又はその被扶養者であつた者がその被扶養者であつた間に受けた療養（継続給付に係る療養を含む。）に係る通算対象負担額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第五号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第六号及び第七号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

（介護合算算定基準額）

第四十三条の三 前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

二 基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上の被保険者 二百十二万円
三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一
万円
四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。） 六十万円

五 市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなしした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。））をいう。次項第五号において同じ。）である被保険者（第二号及び第三号に掲げる者を除く。）三十四万円

前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の七十歳以上介護合算算定期額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者 五十六万円

二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第七十四条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が八十三万円以上のもの 二百十二万円

三 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満のもの 百四十一万円

四 第三号適用者であつて、基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円未満のもの 六十七万円

五 市町村民税非課税者である被保険者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）三十一万円

六 保険者及び基準日の属する厚生労働省令で定める日においてその被扶養者である者の全てが基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十日までのいずれかの日を基準日とみなしした場合にあつては、当該基準日とみなしした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百三十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）十九万円

第一項の規定は前条第三項において準用する同条第一項の介護合算算定期額について、前項の規定は同条第三項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定期額について、それぞれ準用する。（この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と、前項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第三項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第三項に規定する者について基準日において当該者を扶養する次の各号に掲げる被保険者」と読み替えるものとする。

第一項の規定は前条第四項において準用する同条第一項の介護合算算定期額について、第二項の規定は同条第四項において準用する同条第二項の七十歳以上介護合算算定期額について、それぞれ準用する。（この場合において、第一項中「前条第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する者であつて、基準日において他の健康保険の保険者の被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応じ、基準日において他の健康保険の保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と、第二項中「前条第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）」とあるのは「前条第四項において準用する同条第二項」と、「次の各号に掲げる者」とあるのは「同条第四項に規定する者であつて、基準日において他の健康保険の保険者の被保険者である者にあつては次の各号に掲げる当該者の区分に応じ、基準日において他の健康保険の保険者の被扶養者である者にあつては次の各号に掲げる当該被保険者」と、「当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」とあるのは「それぞれ当該各号」と読み替えるものとする。

前条第五項の介護合算算定期額については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定期額については、同表の

上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基準日における
險者である者

、厚生労働省令で定める。

本第四十四条第五項において準用する第四十四条第五項において準用
第44条第5項の規定によるものとする。第44条第5項の規定によるものとする。

一の世帯に属する当該国民健の四の三第一項並びに第十九条の
康保険の世帯主等以外の国民 四の四第一項及び第二項
健康保険の被保険者である者

健康保険の被保険者である者

6 前条第七項の介護合算算定基準額については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十六条の三第一項及び第十六条の四第一項の規定を準用する。この

場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。
(その他高額介護合算療養費の支給に関する事項)

後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合については、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

〔準用〕
高齢介護合算費の支給に関する手続に関する事項は、厚生省令で定める。
第四十一条、第四十二条（第一項第二号ハつ第四号モヤ、第二項第二号ハつ第四号モヤ）

第四十一条 第二号から第四号まで、(第一項第二号から第四号まで、第七項第一号から第二号まで及
び第二号から二まで、第九項第二号及び第十項に係る部分を除く。) 及び第四十三条(第一

項第一号口から二まで、第二号口から三まで及び第三号口から三までに係る部分を除く。)の規定は、日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給について準用する。

2 第四十四条の二第一項及び第二項（第一項第二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号に係る部分を除く。）、同条第八項から第十項まで並びに第四十二条第十項の規定は、基準

日において日雇特別被保険者である者及びその被扶養者である者に係る高額療養費の支給について準用する。

3 第四十一條の第二項及び第十九項まで及び第四十二条第十項の規定に依る。評算期間において日雇特例被扶養者であつた者及びその被扶養者が、年齢基準日における高齢者の医療費の算定に依る。評算期間において日雇する被扶養者第七条第四項第一号から第五項号までに該する者は、又は後期高齢者医療費の皮膚疾患者である者

に限る。)による高額療養費の支給について準用する。

は法第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とな

らない場合その他厚生労働省令で定める場合における第四十一条の二の規定による高額療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日

第三条の三第一項から第三項まで（第一項第二号から第四号まで及び第五号に係る部分を除く。）及び前条第二項の規定は、基準日において日雇賃率別保険者である者及び

6 その被扶養者である者に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。

規定は、計算期間において日雇特例被保険者であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日に
おいて高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項第一号から第五号までに掲げる者又は後期

7 高齢者医療の被保険者である者に於ける)に係る高額介護費合算療養費の支給について準用する。日雇特例一二二保険者が計算期間において法定第ニ条第二項ただし書内の規定による承認を受け若しくは日雇特例一二二保険者が計算期間において法定第ニ条第二項ただし書内に、かつて、旨をもつて受け若しくは

に法第百二十六第三項の規定により日雇賃を以て保険料を納付した者は、当該年譜を受けた後は該日雇賃を以て保険料を納付するものとし、又は該日雇賃を以て保険料を納付するものとしない場合は、該日雇賃を以て保険料を納付するものとする。

該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令

で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二項の規定及びこれら（規定において適用する規定を適用する。

第六章 手数料

(手数料の額等)

第四十四条の二 法第百五十条の十一第一項の規定により匿名診療等関連情報利用者（法第百五十条の三に規定する匿名診療等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名診療等関連情報（法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報をいう。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに四千三百五十円とする。

第二百五十九条 前項の手数料は、厚生省令で定める。書面に依り印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、法第百五十条の十第一項の規定により基金等（法第百五十条の九に規定する。）に對し手数料を納付する場合は、この限りでない。

都道府県その他の法第二百五十条の二第一項第一号に掲げる者

二　法律第二百五十九条の第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それと同一項目第二号又は第三号に定める業務（補助金等による予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百

三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国に立てられた研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年六月一日施行）第一条第一項第一号に規定する研究開発費（平成二十四年四月一日以後の期間に生じたもの）

注第四十九号)第六条第三号に限る。業務として(國立研究所開発法)日本医療研究所開発機構
が交付する助成金を充てて行うものに限る。を行なう者
去第百五十条の二第一項第二号又は第三号に掲げる者
のうち、第一号に掲げる者から同項第

一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者がから同号に規定する業務の委託を受けた者

四 厚生労働大臣は、匿名診療等閑連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合に前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

は、法第百五十条の十一第一項の手数料を免除する。

めの旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法律第五百五十一条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けた厚生労働省）に提出する。この項は、匿名診療等に関する連絡情報の提供に係る委務金を受取ったう場合にあっては、「基金会」に提出する。

（出産育児交付金） 第七章 費用の負担

第四十四条の四 各年度の出産育児交付金は、当該年度の法第百五十二条の二に規定する出産育児一時金等の支給に要する費用の一部に充てるものとする。

（出産育児交付金に関する高齢者の医療の確保に関する法律の規定の読み替え）
第四十四条の五 法律第五十二条の六の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条及

（）の保険者としての全国健康保険協会及び健康保険組合をいう。以下同じ。）
（）と読み替えるものとする。

(健康保険組合の合併等の場合における出産育児交付金の額の算定の特例)
第四十四条の六 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第二条第一項から第四項までの規定は、法第百五十二条の六において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十一条の規定による出産育児交付金の額の算定

の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、保険料等交付金の交付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定め る。

(介護保険料額が徴収される場合)

第四十五条 法第百五十六条第二項ただし書(法附則第七条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める場合は、介護保険第二号被保険者(介護保険法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)となつた月において介護保険第二号被保険者に該当しなくなつた場合とする。

(都道府県単位保険料率の算定方法)

第四十五条の二 協会は、厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度における、第一号に掲げる額を予定保険料納付率(一の事業年度の三月分から当該一年度の翌事業年度の二月分までの保険料(任意継続被保険者に係る保険料にあつては、当該翌事業年度の四月分から三月分までの保険料)として徴収すべき額の見込額に占める当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される率をいう。次条において同じ。)で除して得た額を第二号に掲げる額で除することにより、当該一年度の事業年度の三月から用いる都道府県単位保険料率(法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。次条及び第四十五条の四第四項第一号において同じ。)を算定するものとする。

第一次のイからハまでに掲げる額を合算した額からニに掲げる額を控除した額

イ 法第百六十条第三項第一号に掲げる額から当該支部被保険者(同条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。)に係る同号に規定する療養の給付等(第四十五条の四第四項第一号及び第二号において「療養の給付等」という。)に要する費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額

ロ 法第百六十条第三項第二号に掲げる額から当該支部被保険者に係る同号に規定する保険料に付にする費用のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額の見込額を控除した額と同一の事業年度の前々事業年度の三月から当該一年度の前事業年度の前事業年度の二月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額(標準報酬月額及び標準報酬額の合計額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の総額及び当該一年度の前事業年度の四月から三月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の合算額に千分の〇・一を乗じて得た額とを合算して得た額

ハ 法第百六十条第三項第三号に掲げる額

ニ 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他の健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保険者を単位とする健康保険の当該一年度の財政に関する法律第十八条第一項に規定する特定健診査定及び同項に規定する特定保健指導の実施状況その他の当該支部被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進並びに医療に要する費用の適正化に係る当該支部(法第七条の四第一項に規定する支部をいう。)の取組の状況を勘査して厚生労働省令で定めるところにより算定した報奨金の額

(三月以外の月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法)

第四十五条の三 協会は、前条の規定にかかわらず、その変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げることにより、当該都道府県単位保険料率を算定するものとする。当該変更後の都道府県単位保険料率を用いる最初の月(次号及び第三号において「適用月」という。)の属する事業年度における前条第一号に掲げる額

二 次のイからハまでに掲げる適用月の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる月以外の月(適用月の属する事業年度の前事業年度の三月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額の総額及び当該適用月の属する事業年度の四月から当該適用月の前月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の総額の合算額に当該適用月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額)

ハ 五月 当該五月の前々月及び前月の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額並びに当該五月の前月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額

ハ 五月の属する事業年度における予定保険料納付率を乗じて得た額

ハ 五月の属する事業年度の四月から当該適用月の属する事業年度の二月までの各月(適用月が二月の場合にあっては、当該二月)の当該支部被保険者(任意継続被保険者を除く。)の総報酬額の総額及び当該適用月から当該適用月の属する事業年度の三月までの各月の当該支部被保険者(任意継続被保険者に限る。)の総報酬額の合算額の見込額に当該変更前の都道府県単位保険料率を乗じて得た額

2 厚生労働大臣は、前項の規定による猶予をしたときは、その旨、猶予に係る日雇拠出金の額、
3 猶予期間その他必要な事項を日雇関係組合に通知しなければならない。
3 厚生労働大臣は、第一項の規定による猶予をしたときは、その猶予に係る
日雇拠出金につき新たに法第百八十条第一項の規定による督促及び同条第四項の規定による処分
又は徴収の請求をすることができない。

第八章 健康保険組合連合会

(設立の費用の負担)

第五十七条 健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）の設立に要する費用は、連合会が負担するものとする。ただし、連合会が成立しなかつた場合においては、その費用は、その設立の認可の申請をした健康保険組合の負担とする。（役員）

第五十八条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。（残余財産の帰属）

第五十九条 解散した連合会の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、会長は、厚生労働大臣の許可を得て、連合会の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。（清算中の連合会の能力）

第五十九条の二 解散した連合会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。（清算人）

第五十九条の三 連合会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長、副会長及び理事事がその清算人となる。ただし、規約で別段の定めがあるとき、又は総会において会長、副会長及び理事以外の者を選任したときは、この限りでない。（裁判所による清算人の選任）

第五十九条の四 前条の規定により清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職權で、清算人を選任することができる。（清算人の解任）

第五十九条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職權で、清算人を解任することができる。（清算人及び解散の届出）

第五十九条の六 清算人は、破産手続開始の決定及び法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による解散の命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を厚生労働大臣に届け出なければならない。前項の規定は、法第百八十八条において読み替えて準用する法第二十九条第二項の規定による（清算人の職務及び権限）

第五十九条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。（債権の申出の催告等）

第五十九条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。（期間経過後の債権の申出）

第五十九条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、連合会の債務が完済された後

まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。（裁判所による監督）

第五十九条の十 連合会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。（裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。）

2 連合会の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。（厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。）

3 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に對し、意見を述べることができる。（清算結了の届出）

第五十九条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。（清算及び清算の監督等に関する事件の管轄）

第五十九条の十二 連合会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。（不服申立ての制限）

第五十九条の十三 清算人の選任の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。（裁判所の選任する清算人の報酬）

第五十九条の十四 裁判所は、第五十九条の四の規定により清算人を選任した場合には、連合会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聽かなければならない。（不不服申立ての制限）

第五十九条の十五 裁判所は、連合会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。（検査役の選任）

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「連合会及び検査役」と読み替えるものとする。（准用）

第六十条 第二条（第一項第三号を除く。）、第三条から第五条まで、第七条から第十三条まで、第十四条第二項、第十五条から第十九条まで、第二十二条から第二十四条まで、第二十八条（第三号を除く。）及び第三十二条の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事長」とあるのは「会長」と、「組合会」とあるのは「総会」と、第三条第一項、第四条及び第五条中「適用事業所の事業主」とあるのは「健康保険組合の理事長」と、第九条中「第十一条」とあるのは「第六十条において準用する第十一条」と、第十条第三項中「法」とあるのは「法第百八十八条において準用する法」と、第十条第四項及び第十一条第一項中「第八条」とあるのは「第六十条において準用する第八条」と読み替えるものとする。（市町村が処理する事務等）

第六十一条 法第二百三十三条第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する地域に居住する日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であつた者を含む。以下同じ。）に係る次に掲げる事務は、当該地域をその区域に含む市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。）の長が行うものとする。

1 日雇特例被保険者手帳の交付及び收受その他日雇特例被保険者手帳に関する事務

二 介護保険第二号被保険者である日雇特例被保険者及びそれ以外の日雇特例被保険者の把握に関する事務

法第二百三条第二項の規定により、協会は、前項に規定する地域をその区域に含む市町村（特別区を含む。次項において同じ。）に対し、当該地域に居住する日雇特例被保険者に係る次に掲げる事務を委託するものとする。

一 受給資格者票の発行及び受給資格者票への確認の表示その他受給資格者票に関する事務

二 特別療養費受給票の交付その他特別療養費受給票に関する事務

三 保険給付（埋葬料の支給を除く。）を行つたために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

3 第一項の場合又は前項の規定により委託された事務を市町村が行う場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生労働大臣又は協会に関する規定は、それぞれ市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下この項において同じ。）又は市町村に関する規定として市町村長又は市町村に適用があるものとする。

第六十二条 前条第一項の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（法第二百四条の二第一項の政令で定める事情）

第六十三条 法第二百四条の二第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二 納付義務者が法第二百四条の二第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。

三 紳士が滞納している保険料等（法第二百四条の二第一項に規定する保険料等をいう。次号、第六十四条の四、第六十四条の五、第六十四条の七、第六十四条の八第一項及び第六十一条の九において同じ。）の額（納付義務者が厚生年金保険法の規定による保険料、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による拠出金、厚生年金保険の保険料及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の規定による特例納付保険料その他これら法律の規定による徴収金を滞納しているときは、当該滞納している保険料、拠出金、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。
(財務大臣への権限の委任)

第六十四条 厚生労働大臣は、法第二百四条の二第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げるものを除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徵收法（昭和三十四年法律第一百四十七号）第三百三十八条の規定による告知

二 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税徵收法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條の規定による延長

三 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一條の規定による延長

四 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知

五 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

六 法第二百八十三条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

（国税局長又は税務署長への権限の委任に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）

第六十四条の二 法第二百四条の二第二項の規定により厚生年金保険法第二百条の五第六項及び第七項の規定を準用する場合には、これらの規定中「所在地」とあるのは、「所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあっては、同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所又は事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事業所の所在地）」と読み替えるものとする。

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

（前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限）

第六十四条の三 国税庁長官は、法第二百四条の二第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の五第五項の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所の所在地（法第三十四条第一項の適用事業所にあっては、同項の規定により一の適用事業所となつた二以上の事業所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所の所在地。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第六十四条の四 法第二百四条の六第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二百四条の六第一項の規定による督促を受けた納付義務者が保険料等の納付を日本年金機構（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所（次号及び次条第二項において「年金事務所」という。）において行うことを希望する旨の申出があつた場合

二 法第二百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた納付義務者が保険料の納付を年金事務所において行うことを希望する旨の申出があつた場合

三 法第二百四条の六第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の十一第二項の規定により任命された法第二百四条の六第一項の収納を行う日本年金機構（以下「機構」という。）の職員（第五号及び第六十四条の九において「収納職員」という。）であつて併せて法第二百四条の三第一項の徴収職員として同条第二項において準用する厚生年金保険法第二百条の六第二項の規定により任命された者（以下この号及び次号において「職員」という。）が、保険料等を徴収するため、前二号に規定する納付義務者を訪問した際に、当該納付義務者が当該職員による保険料等の収納を希望した場合

四 職員が、保険料等を徴収するため法第二百四条第一項第十五号に掲げる国税滞納処分の例による処分により金錢を取得した場合

五 前各号に掲げる場合のほか、保険料等の収納職員による収納が納付義務者の利便に資する場合その他の保険料等の収納職員による収納が適切かつ効果的な場合として厚生労働省令で定めること

第六十四条の五 厚生労働大臣は、法第二百四条の六第一項の規定により機構に保険料等の収納を

行わせるに当たり、その旨を公示しなければならない。

2 機構は、前項の公示があつたときは、遅滞なく、年金事務所の名称及び所在地その他の保険料等の収納に関する必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(機構が行う収納に関する厚生年金保険法の規定の読み替え)

第六十四条の六 法第一百四条の六第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

厚生年金保険法の規定 中読み替える規定	読み替える字句
第百条の十一第二項	前項
第一項	行う機構
第一項	健康保険法第二百四条の六第一項
第百条の十一第三項	保険料等
第一項	健康保険法第二百四条の二第一項に規定する保険料等を
第百条の十一第六項	前各項
第一項	健康保険法第二百四条の六第二項において準用する前二項
（保険料等の収納期限）	健康保険法第二百四条の二第一項及び同条第二項において準用する第二項から前項まで
第六十四条の七	機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三十日限りとする。 (機構による収納手続)
第六十四条の八	機構は、保険料等につき、法第二百四条の六第一項の規定による収納を行つたときは、当該保険料等の納付をした者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領收証書を交付しなければならない。この場合において、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、当該収納を行つた旨を年金特別会計の歳入徴収官に報告しなければならない。
2 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。 (厚生労働省令への委任)	
第六十四条の十	第六十四条の四から前条までに定めるもののほか、法第二百四条の六の規定により機構が行う収納について必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第六十四条の九	機構は、収納職員による保険料等の収納及び当該収納をした保険料等の日本銀行への送付に関する帳簿を備え、当該保険料等の収納及び送付に関する事項を記録しなければならない。
（機構への事務の委託に関する厚生年金保険法の規定の読み替え）	
第六十四条の十一	法第二百五条の二第二項の規定による厚生年金保険法の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
厚生年金保険法の規定中読み替える規定	読み替える字句
第百条の十第二項	日本年金機構
第一項各号	日本年金機構(次項において「機構」という。)
第百条の十第三項	前二項
（交付金）	
第六十五条	法附則第一条第一項の規定により連合会が行う交付金の交付の事業は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 交付金の交付の対象となる健康保険組合は、次のいずれかに該当するものであること。

イ その所要保険料率(当該年度において各健康保険組合が行った医療に関する給付(法第五十三条に規定するその他の給付を除く。以下「医療給付」という。)並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額(出産育児交付金(前期高齢者交付金)及び前期高齢者交付金(後期高齢者交付金)の額を控除した額)の見込額を当該年度における当該各健康保険組合の組員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の総額の合算額の見込額で除して得た率をいう。以下同じ。)が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上である健康保険組合であつて、医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に係る財政の負担を軽減することが必要であると認められるもの。

ロ イに掲げる健康保険組合以外の健康保険組合であつて、高額な医療給付の発生、報酬の水準の低下その他医療給付、保健事業及び福祉事業の実施並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金等の納付に係る健康保険組合の財政状況に相当程度の影響を及ぼす要因に照らし、その影響を緩和することが必要であると認められるもの。

二 交付金の交付事業の規模及び交付方法は、健康保険組合が行う事業について、健康保険組合の自主的な運営を妨げず、かつ、健康保険組合の事業努力を失わせないよう配慮されたものであること。
前項の基準の適用に関し必要な事項、交付金の額の算定に関し必要な事項その他交付金の交付に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

3 連合会は、前項の厚生労働省令で定めるところに従い、交付金の交付に関する細目を定めなければならない。

（拠出金）

第六十六条 法附則第二条第二項の規定により健康保険組合が連合会に対して拠出すべき拠出金の額は、各年度につき当該健康保険組合が同条第三項の規定により徴収する調整保険料の総額とする。

2 前項に定めるもののほか、拠出金の納付方法その他拠出金の拠出に関する必要な事項は、連合会が定める。

（調整保険料率）

第六十七条 法附則第二条第四項の調整保険料率は、基本調整保険料率に修正率を乗じて得た率とする。

2 前項の基本調整保険料率は、各年の三月から翌年の二月までの期間について、連合会が当該三月の属する年度の翌年度において交付する交付金の総額の見込額を当該翌年度における連合会の会員である全健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の合算額の見込額で除して得た率として厚生労働大臣が定める率とする。

3 第一項の修正率は、各健康保険組合につき、各年の三月から翌年の二月までの期間について、当該三月の属する年度において当該健康保険組合が行う医療給付並びに前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の見込額(出産育児交付金(前期高齢者交付金)及び前期高齢者交付金(後期高齢者交付金)の額を控除した額)を当該年度における当該健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額の総額及び標準賞与額の合算額の見込額で除して得た率(以下この項において「見込額の比率を基準として、連合会が定める。ただし、厚生労働大臣の定める率を超えてはならない。(交付金の交付に関する細目等)

第六十八条 連合会は、第六十五条第三項若しくは第六十六条第二項の規定により交付金の交付に関する細目若しくは拠出金の拠出について必要な事項を定め、若しくはこれらを変更しようとする

るとき、又は前条第三項の規定により修正率を定めようとするときは、厚生労働大臣の承認を受ければなければならない。

(法附則第二条の二の規定による国庫負担)

第六十八条の二 法附則第二条の二の規定による国庫負担

健康保険組合とする。

国は、毎年度、連合会に対し、当該年度における前項に規定する健康保険組合は、第六十五条第一項第一号に規定する

附則第二条第一項の交付金の交付に要する費用の一部について、当該年度の予算で定める額を負担する。

(政令で定める法人)

第六十九条 法附則第四条第一項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 健康保険組合が組織されている事業所以外の事業所の事業主及び当該事業所に使用される被保険者により組織された法人であつて、法附則第四条第一項に規定する給付の事業(次条において「給付事業」という。)を行うことを目的とするもの

二 前号に掲げるもののほか、同号に規定する事業主を構成員とする法人

(承認法人等の要件等)

第七十条 法附則第四条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 前条第一号に掲げる法人にあっては法附則第四条第一項に規定する給付以外の給付の事業を、前条第二号に掲げる法人にあっては法附則第四条第一項に規定する給付に類する給付の事業を行わないこと。

二 当該事業所に使用される被保険者の大多数が給付事業に加入するものであること。

三 給付事業に要する費用は法附則第四条第三項の規定による掛金によつて充てられ、かつ、当該掛金は給付事業に要する費用以外の費用に充てられないものであること。

四 給付事業に係る経理は、他の事業に係る経理と区分して行うものであること。

五 その定款において、給付事業を廃止した場合に給付事業に係る残余の資産が健康保険に関する事業を行なう法人に帰属する旨の定めがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、給付事業が適正かつ確実に実施されるため必要なものとして厚生労働省令で定める要件を備えていること。

七 厚生労働大臣は、法附則第四条第一項の承認法人等が前項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(特承認健康保険組合の要件)

第七一条 法附則第七条第一項の規定により特定被保険者(同項に規定する特定被保険者をい

う。以下同じ。)に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合に対する法第六十条第十六項の規定の適用については、同項中「介護保険第二号被保険者である被保険者」とあるのは、「介護保険第二号被保険者である被保険者及び附則第七条第一項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた同項に規定する特定被保険者」とする。

(承認健康保険組合の要件)

第七十二条 法附則第八条第一項の政令で定める要件は、介護保険第二号被保険者である被保険者(特別介護保険料額の算定の基準)を含む。)に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額との合算額とするこ

とについて当該健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の三分の二以上の多数により議決していることとする。

(特別介護保険料額の算定の基準)

第七十三条 法附則第八条第二項の政令で定める特別介護保険料額の算定の基準は、次のとおりとする。

一 各介護保険第二号被保険者である被保険者又は特定被保険者(以下この条において「特別介護保険料額の算定の基準」といふ。)に係る特別介護保険料額は、次号に規定する基準介護保険料額に当該特別介護保険料額負担被保険者等に係る介護保険第二号被保険者である被保険者及び被扶養者の合計数を乗じて得た額を上回るものでないこと。

二 基準介護保険料額は、次のいずれにも該当すること。

イ 又は二以上の標準報酬月額の等級区分について一定の額であること。

ロ 標準報酬月額の低い等級区分に属する特別介護保険料負担被保険者等の基準介護保険料額が標準報酬月額の高い等級区分に属する特別介護保険料負担被保険者等の基準介護保険料額を上回るものないこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この勅令は、大正十五年七月一日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正十六年一月一日から施行する。

(市町村民税経過措置対象被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第二条 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた療養に係る高額療養費については、第四十一条第一項中「次項又は第三項」とあるのは、「第三項又は附則第二条第二項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、第四十三

条第三項中「第一項各号」とあるのは、「第一項第二号又は第三号」と、「第四十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「第四十一条第三項又は附則第二条第二項」と、「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」と、同条第八項及び第九項中「第四十一条」とあるのは、「第四十一条第三項から第六項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

第三項まで」とあるのは、「第四十一条第三項又は附則第二条第二項」と、「当該各号」とあるのは、「当該各号ハ」と、同条第八項及び第九項中「第四十一条」とあるのは、「第四十一条第三項から第六項まで、附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項及び附則第二条第二項」と読み替えて、これらの規定を適用する。

二 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に一の病院等から療養(七十歳に達する日の属する月の翌月以後の療養に限る。以下この項において同じ。)を受けた場合において、当該市町村民税経過措置対象被保険者に対して支給される高額療養費の額は、第四十一条第二項の規定にかかるらず、同項の規定により支給されるべき高額療養費の額に、当該被扶養者ごとに算定した第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額を加算した額とする。

一 七十歳以上一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)に、被扶養者按分率(市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者が同一の月に受けた療養に係る第四十一条第二項各号に掲げる額を合算した額から同条第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額(次号において「被扶養者一部負担金等合算額」という。)を七十歳以上一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額

二 被扶養者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

三 第一項の規定により読み替えて適用する第四十一条第一項の高額療養費算定基準額について

は、第四十二条第一項(第三号を除く。)中「前条第一項の」とあるのは、「附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項の」と、「次号又は第三号」とあるのは、「次号」と、「被保険者」とあるのは、「附則第二条第七項に規定する市町村民税経過措置対象被保険者」と読み替えて、同項(第三号を除く。)を適用する。

四 第四十一条第二項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、第二項第一号の高額療養費算定基準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項の」とあるのは、「附則第二

二条第二項第一号の」と、「次号から第四号まで」とあるのは、「次号」と、「高額療養費多數回該当の場合」とあるのは、「当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費(前条第一項若しくは第二項又は附則第二条第一項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合」と読み替え

るものとする。

五 第二項第二号の高額療養費算定基準額は、第四十二条第二項第三号に定める額とする。

6 市町村民税経過措置対象被保険者の被扶養者に係る第四十二条第三項の高額療養費算定基準額
は、同項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

7 第一項、第二項及び前項の市町村民税経過措置対象被保険者は、被保険者のうち、次の各号の
いずれかに該当するものとする。

一 その被扶養者の療養のあつた月が平成十八年八月から平成十九年七月までの場合にあつて
は、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第二項に該当す
る者

二 その被扶養者の療養のあつた月が平成十九年八月から平成二十年七月までの場合に該当す
るは、地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第四項に該当する者

8 前各項の規定は、前項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者に係る高額療養費の支給に
ついて準用する。

第三条 削除

（病床転換支援金等の経過措置）

第四条 令和八年三月三十一日までの間、第二十条中「並びに法第百七十三条」とあるのは、「同
法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに
法第百七十三条」と、第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項
中「及び日雇拠出金」とあるのは、「病床転換支援金等及び日雇拠出金」とする。

（指定健康保険組合の指定の要件及び健康保険組合の準備金の積立てに関する特例）

第五条 第二十九条及び第四十六条第二項の適用については、当分の間、これらの規定中「十二分
の三」とあるのは、「十二分の二」とする。

（特例措置対象被保険者等に係る高額療養費の支給に関する経過措置）

第六条 法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は法第百十条第二項第一号ハの
規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年四月から平成三十一年三月までの間に、特定給
付対象療養（第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する
医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたも
の（次項において「特例措置対象被保険者等」という。）に係る第四十一条第六項の規定による
高額療養費の支給については、同項中「及び当該被保険者」とあるのは、「当該被保険者」と、
「を除く」とあるのは、「及び附則第六条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われる
べき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 前項の規定は、第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該日雇特例被保険者を被
保険者とみなして同項の規定を適用した場合に特例措置対象被保険者等に該当することとなるも
のに係る高額療養費の支給について準用する。

（都道府県単位保険料率の算定方法の特例等）

第七条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十五条の二第一号ニ中「一の事業年
度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険
事業」とする。

2 協会については、平成二十五年度及び平成二十六年度においては、第四十六条第一項の規定は
適用しない。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に
よる法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例に
よるものとされた改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金
に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法
律第六十七号）第三十八条の規定によりその徵収についてなお従前の例によるものとされた同法
第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金
に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「に
による拠出金」子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十
四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徵収についてなお従前の例によるものとされ
た同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定によ
る拠出金」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係
る特例）

第九条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十一年法律第十九号）
第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第
二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定によ
る改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第
六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金」
平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十
一条の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四
号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正
前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七
号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する
法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出
金に関する第六十三条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「に
による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法
律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改
正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するも
のとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定
による拠出金」とする。

（法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第一百六十条第三項第三号の政令で定める額）

第十一条 法附則第八条の三の規定により読み替えられた法第一百六十条第三項第三号の政令で定め
る額は、平成二十二年度から平成二十四年度までの各事業年度ごとに法第七条の三十一の規定に
よる短期借入金の償還に要する費用の額に充てるべき額として、当該各事業年度の前事業年度末
における同条第二項ただし書の規定による短期借入金の借換えの予定額その他の厚生労働省令で
定める額を基礎として、協会が管掌する健康保険の財政状況、当該各事業年度の初日から平成二
十五年三月三十一日までの期間等を勘案して、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額とす
る。

附 則（昭和四年五月二九日勅令第一四三号）

本令ハ昭和四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一三年一月一日勅令第二〇号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一五年六月一日勅令第三七三号）抄

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七十九条ノ二、第七十九条ノ三及第八十七条ノ二乃至第
八十七条ノ四ノ規定並ニ第八十九条ノ二ノ規定中第七十九条ノ三及第八十七条ノ二ノ規定ニ関ス
ル部分ハ昭和十四年法律第七十四号中第一条第二項、第七条第二項、第四十七条第二項第三項、
第六十二条第四項及第六十九条ノ二ノ規定並ニ第七十六条ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一七年一月二十四日勅令第三五号）

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第六百十四号ハ之ヲ廃止ス

本令施行ノ際現ニ被保険者ノ資格ヲ有スル者及本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間にニ於テ効力ヲ有スルモノハ從前ノ規定ニ依ルモノトス

本令施行ノ際現ニ被保険者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四月一日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年同日以後効力ヲ有スルモノハ第三条乃至第五条ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノハ第四条第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五条第三号ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同年四月一日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年四月一日以後効力ヲ有スルモノハ第三条乃至第五条ノ改正規定ニ依ル此ノ標準報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

附 則（昭和一七年一二月一〇日勅令第八二六号）抄

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八号中第一条第二項、第十三条及第四十五条ノ改正規定並ニ第十三条ノ二、第四十三条ノ三乃至第四十三条ノ五及第五十九条ノ二ノ規定実施ノ為ニ予メ必要ナル範囲内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保険法施行令ハ之ヲ廃止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保険給付及保険料其ノ他ノ徵収金ニ関シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保険者タリシ者ニシテ引続キ健康保険ノ被保険者ト為リタルモノニ付テハ職員健康保険法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ健康保険法ニ基キ定メタル標準報酬トス但シ同項ノ規定施行ノ月ヨリ職員健康保険法施行令第四条第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ変更スベカラシ場合ニ在リテハ同月ヨリ第四条第二項ノ規定ニ準ジ其ノ者ノ標準報酬ヲ変更ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ昭和十七年法律第三十八号附則第七項ニ依リ健康保険ノ保険給付ヲ受クルモノノ保険給付ニ關シテハ其ノ資格喪失ノ際ニ於ケル標準報酬ニ依ル

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健康保険法施行令ニ基キテ為シタル命令又ハ処分ハ健康保険法及健康保険法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健康保険法施行令ニ基キテ為シタル申請ハ健康保険法及健康保険法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険法及職員健康保険法施行令ニ基キテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則（昭和一九年五月二四日勅令第三六四号）抄

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一条、第七十八条ノ二、第七十九条ノ二、第八十二条、第八十七条ノ四第三項、第九十二条第一項、第九十四条、第九十五条ノ二及第九十七条ノ二ノ改正規定並ニ第八十三条ノ二、第八十四条ノ三及附則第五項及同第六項ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一号附則第十六条ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年六月一日前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同年同月同日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ同年同月同日ニ於ケル標準報酬ノ等級ガ從前ノ第三条ノ依ル第十五級ニ該当スル場合ニ付テハ其ノハ第四条第一項ノ規定ニ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第九条ノ三ノ改正規定ニ依リ新ニ被保険者ト為リタル者ハ健康保険法施行令中保険給付及費用ノ負担ニ關スル規定ノ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得ス

日迄ハ被保険者タラザルモノト看做ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ日ノ属スル月ノ前月ノ保険料ノ納期ニ付テハ第百条第一項ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依ル

附 則（昭和二一年四月一日勅令第一八五号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月ノ保険料ノ納付ニ付テハ第百条第一項ノ改正規定ニ依ル
本令施行前ニ被保険者ノ資格ヲ取得シ同令施行ノ日迄引続キ被保険者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シ健康保険法施行令第四条第一項ノ規定ヲ適用ス

附 則（昭和二二年六月一七日政令第九〇号）

この政令中第二条第一項、第三条、第五条ノ二第二項、第五条ノ三、第九条ノ三、第九条ノ四、第九条ノ五（第一項第一号の改正規定を除く）、第九条ノ六、第十条ノ二、第十五条第二項、第二十三条第三項、第三十九条、第四十五条第一項、第四十九条、第五十四条、第五十五条、第六十七条第三項、第七十一条第一項、第七十三条ノ九、第七十五条、第七十八条ノ二、第七十八条ノ三、第八十一一条、第八十七条ノ一、第八十七条ノ七乃至第八十七条ノ九、第八十九条乃至第九十三条、第九十四条ノ三及び第九十五条第二項の改正規定並びに第七十九条ノ三及び第八十七条ノ十の規定は、昭和二十二年六月一日から、これを適用し、その他の規定は、労働者災害補償保険法施行の日から、これを施行する。

昭和二十二年六月一日前に被保険者の資格を取得し、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者の標準報酬については、その者は、同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

附 則（昭和二八年八月三一日政令第二三八号）

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和三二年四月三〇日政令第八六号）

この政令は、昭和三十二年五月一日から施行する。

附 則（昭和三七年六月二八日政令第二六五号）

この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

附 則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政府の処分その他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお從前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附 則（昭和四一年六月九日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年一月二〇日政令第二八八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年七月二七日政令第二〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二〇年七月一六日勅令第四一六号）

この政令は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和五六年二月二一日政令第一四号）

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五六年三月一日）から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十四条の次に六条及び一章を加える改正規定（同令第七十八条及び第四章に係る部分を除く。）、第三条中船員保険法施行令第三条の二の次に四条を加える改正規定（同令第三条の二に係る部分を除く。）及び同令第四条の六の次に二条を加える改正規定、第四条中国家公務員共済組合法施行令第十二条の三の二の次に四条を加える改正規定（同令第十二条の三に係る部分を除く。）、第五条中公共企業体職員等共済組合法施行令第一条の二の五の前に三条を加える改正規定及び同令第四条の八第二項の改正規定、第六条中地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の二の次に四条を加える改正規定（同令第二十三条の三に係る部分を除く。）及び第七条の規定（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五の改正規定を除く。）は、同年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年八月二十四日政令第二二三二号）

（施行期日） 第一条 この政令は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置） 第二条 昭和五十七年九月一日から老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）附則第一条本文の改正規定による高額療養費の支給についての第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定又は第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項の規定の適用（私立学校教職員共済組合法施行令（昭和二十八年政令第四百一十五号）第十条の五において国公務員共済組合法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費に係る療養を受ける者については、これらの規定中「五万三千円」とあるのは、「三万九千円」とする。）

2 前項の主務大臣は、健康保険法若しくは船員保険法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費に係る療養を受ける者については厚生大臣、国家公務員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については大蔵大臣、公共企業体職員等共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については同法第八十四条に規定する主務大臣、地方公務員等共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については自治大臣、私立学校教職員共済組合法の規定による家族高額療養費に係る療養を受ける者については文部大臣とする。

第三条 昭和五十七年九月一日から同年十二月三十一日までの間において前条第一項に規定する者以外の者が受ける療養に係る健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、公共企業体職員等共済組合法、地方公務員等共済組合法の規定による家族高額療養費又は国民健康保険法の規定による高額療養費の支給についての第一条の規定による改正後の同条各号に掲げる政令の規定又は第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十条の二第一項及び第二项の規定の適用（私立学校教職員共済組合法施行令第十条の五においては、これららの規定中「五万三千円」とあるのは、「四万五千円」とする。）

（施行期日） 附 則（昭和五八年一月二一日政令第六号）抄
第一条 この政令は、老人保健法の施行の日（昭和五十八年二月一日）から施行する。
（施行期日） 附 則（昭和五九年九月七日政令第一六八号）抄
第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年十月一日）から施行する。

（日雇労働者健康保険法施行令の廃止）

第二条 日雇労働者健康保険法施行令（昭和二十八年政令第三百三十一号）は、廃止する。

（任意継続被保険者の保険料等の前納に係る経過措置）

第三条 この政令の施行の日の前日において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十条又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者は、この政令による改正後の健康保険法施行令第八十一条第一項本文又は船員保険法施行令第七条第一項本文の規定にかかわらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間について健康保険法第七十九条ノ二第一項又は船員保険法第六十二条ノ三第一項の規定による保険料の前納を行うことができる。

2 この政令の施行の日の前日において、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）第一百二十六条の五第五項（私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条第一項において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第一百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員の資格を有する者は、この政令による改正後の国家公務員等共済組合法施行令第五十三条本文、地方公務員等共済組合法施行令第四十九条の二本文又は私立学校教職員共済組合法施行令第十条の二十二本文の規定にかかるらず、昭和五十九年十一月から昭和六十年三月までの期間について国家公務員等共済組合法第一百二十六条の五第三項（私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法第一百四十四条の二第三項の規定による任意継続掛金の前納を行うことができる。（昭和五十九年度の日雇拠出金の納期）

（日雇拠出金の額）

第四条 昭和五十九年度の日雇拠出金の納期は、昭和六十年三月三十一日とする。
2 前項の納期に納付すべき日雇拠出金の額は、健康保険法第七十九条ノ十の規定による当該年度の日雇拠出金の額とする。

附 則（昭和六〇年三月一五日政令第二八号）抄

（施行期日等）

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十九条第六項及び第七項の改正規定、第二条中船員保険法施行令第三条の二の二第六項及び第七項の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の健康保険法施行令第七十九条第六項及び第七項、船員保険法施行令第三条の二の二第六項及び第七項並びに国民健康保険法施行令第二十九条の二第六項及び第七項の規定は、昭和六十年一月一日以後に行われた療養に係る高額療養費の支給について適用する。（経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に死亡し又は分娩した健康保険の被保険者（日雇特例被保険者を含む。）若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による埋葬料及び同法第四十九条第二項（同法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六十九条の十六第三項の規定によりなされる給付若しくは同法の規定による家族埋葬料又は同法の規定による分娩費若しくは配偶者分娩費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年四月三十日政令第一三五号）
第一条 この政令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

附 則（平成元年五月三一日政令第一六一號）

第一条 この政令は、平成元年六月一日から施行する。

（この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例によ

る。）

附 則（平成三年四月二六日政令第一四八号）

第一条 この政令は、平成三年五月一日から施行する。

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月三一日政令第七八〇号)
(経過措置)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年三月三一日政令第八〇号)
(施行期日)

この政令は、平成四年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の日前に分娩した健康保険又は船員保険の被保険者（健康保険の日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは被保険者であつた者又は被扶養者に係る健康保険法又は船員保険法の規定による分娩費又は配偶者分娩費の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年六月一七日政令第二〇〇号)
(施行期日)

この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成四年法律第七号）の一部の施行の日（平成四年六月三十日）から施行する。

附 則 (平成五年四月七日政令第一四三号)
(施行期日)

この政令は、平成五年五月一日から施行する。

第一条 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例によること。

附 則 (平成六年九月二日政令第二八二号)
(抄)

この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第二条第五号の改正規定及び同令第八十一条の前に一条を加える改正規定、第四条中船員保険法施行令第一条第六号の改正規定及び同令第六条の三の次に一条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令第二十九条の五第一項の改正規定（保健施設を「保健事業」に改める部分に限る）。

第一条 この政令は、平成六年十月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第二条第五号の改正規定（保健施設を「保健事業」に改める部分に限る）、第十一条の規定、第十二条の規定、第三十八条中法人税法施行令第五条第二十九号チの改正規定、第三十九条の規定（第三十一条ノ三第一項）を「第三十一条ノ六第一項」に改める部分を除く。）、第四十一条の規定並びに第四十八条中厚生省組織令第八十六条第八号の改正規定及び同令第一百二十七条の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年一一月一四日政令第三八九号)
(抄)

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた療養に係る健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年一一月一四日政令第三八九号)
(抄)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日前に第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧政令」という。）第七十三条の規定により都道府県知事に對してされている旧政令第二十三条第三項若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後における第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新政令」という。）の適用については、それぞれ新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第七十三条第三項若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又は新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第三十九条、第四十九条、第五十四条第一項、第五十五条若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令とみなす。

第二条 この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の健康保険法施行令第五十四条（同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可（第一条の規定による改正後の同令第五十四条第一項ただし書（同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）の申請を行つてゐる者は、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第五十四条第二項（同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つた者とみなす。）

附 則 (平成七年二月一七日政令第二六号)
(抄)

この政令は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成八年五月一七日政令第一四八号)
(施行期日)

この政令は、平成八年五月一日から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、平成八年六月一日から施行する。

2 (経過措置)
この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年八月一日政令第二五六号)
(抄)

この政令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則 (平成九年八月二九日政令第二六七号)
(施行期日)

この政令は、平成九年九月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一〇日政令第二四八号)
(施行期日)

この政令は、平成一〇年七月一日から施行する。

第一条 この政令は、国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十年八月一日）から施行する。

附 則 (平成一一年九月三日政令第二六二号)
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の健康保険法施行令第四十五条第一項（同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けている健康保険組合若しくは健康保険組合連合会は、第二条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十五条第一項（同令第七十三条ノ九において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つたものとみなす。

附 則 (平成一一年一一月八日政令第三九三号)
(抄)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧政令」という。）第七十三条の規定により都道府県知事に對してされている旧政令第二十七条第三項若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又はこの政令の施行前に旧政令第三十五条若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後における第一条の規定による改正後の健康保険法施行令（以下この条において「新政令」という。）の適用については、それぞれ新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第七十三条第三項若しくは第三十九条の規定による申立若しくは請求又は新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長がした新政令第三十五条若しくは第七十一条の規定による指揮認可若しくは命令とみなす。

第二条 この政令の施行前に旧政令第七十三条の規定により都道府県知事に對し旧政令第四十五条第一項及び第五十四条第二項の規定により届出をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていらないものについては、これを、それぞれ新政令第七十三条の規定により地方社会保険事務局長に対し新政令第四十五条第一項及び第五十四条第二項の規定により届出をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新政令を適用する。

附 則 (平成一二年六月七日政令第三〇九号)
(抄)

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一二年一一月一三日政令第五〇八号)
(抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月一日から施行する。ただし、第一条中健康保険法施行令第七十八条を削り、同令第七十七条を同令第七十八条とし、同令第七十六条の次に二条を加える改正規定及び同令第八十二条第一項の改正規定（五分五厘）を「四分」に改める部分に限る。）、第五条の規定（国家公務員共済組合法施行令第十二条及び第三十四条の改正規定に係る部分を除く。）、第十条の規定（地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第十一条中私立学校教職員共済法施行令第五条の改正規定（二、第十一条の三の四）を「から第十一条の三の五まで」に改める部分に限る。）、同令第六条の改正規定、同令第十五条の改正規定及び同令第十八条の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月一三日政令第四三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月一三日政令第三三三号)

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月一二日政令第四六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月一〇日政令第三一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月八日政令第三四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一一月二七日政令第三四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月二二日政令第四六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一一月二二日政令第四六一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年五月二日政令第一七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（次項において「新健康保険法施行令」という。）第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十七年九月以後の場合における健康保険法第七十四条第一項第三号の報酬の額について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合における同号の報酬の額については、なお従前の例による。

新健康保険法施行令第三十九条第二項の規定は、被扶養者が療養を受ける月が平成十七年九月以後の場合における同項の収入の額について適用し、被扶養者が療養を受ける月が同年八月までの場合における同項の収入の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一七年六月一日政令第一九七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第二項第四号及び船員保険法施行令第十条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合における高額療養費算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合における高額療養費算定基準額については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二一号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略
四 第一条中地方税法施行令第七条の九の改正規定、同令第七条の九の二を同令第七条の九の三とし、同令第七条の九の次に一条を加える改正規定、同令第七条の十一及び第七条の十三の三の改正規定、同令第七条の十六の二を削る改正規定、同令第七条の十七、第七条の十八、第八条の三、第九条の十四、第九条の十五第一項、第九条の十八、第九条の十九第一項、第九条の二十二、第九条の二十三第一項、第三十八条第一号及び第四十六条の二から第四十六条の三までの改正規定、同令第四十八条の七第一項の改正規定、同令第四十八条の三及び第四十八条の三に規定する事由の範囲」を「第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金」に改める部分及び「第七条の十五の七第一号」を「第七条の十五の七」に改め、「同条第二号中「法第三十四条第八項第二号」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第二号」とを削る部分を除く。）並びに同令第四十八条の八、第四十八条の九及び第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までの改正規定並びに同令附則第四条から第四条の四までの改正規定、同令附則第五条の次に二条を加える改正規定、同令附則第五条の二第二項の改正規定（第四十二条の四第一項）を「第四十二条の四第一項」に改める部分を除く。）、同条を同令附則第五条の四とする改正規定、同令附則第五条の二の二の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項の改正規定、同条を同令附則第五条の五とする改正規定、同令附則第六条の二を削り、同令附則第六条の二の二を同令附則第六条の二とする改正規定、同令附則第六条の三及び第十七条の改正規定、同令附則第十七条の二第一項の改正規定（「第二十条の二第二十九項の」を「第二十条の二第二十一項の」に改める部分及び同項第一号の改正規定を除く。）、同条に三項を加える改正規定、同令附則第十七条の二の二及び第十七条の三の改正規定、同令附則第十八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定（同条第三項各号）

を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の三の改正規定(同条第三項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条第三項」に改める部分に限る。)を除く。)、同令附則第十八条の四から第十八条の六までの改正規定(同令附則第十八条の六の二を削る改正規定、同令附則第十八条の七、第十八条の七の二及び第十九条の改正規定(同条の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第二十条及び第二十一条の改正規定並びに附則第二条第三項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第十条から第十二条まで、第十四条並びに第十六条の規定)平成十九年四月一日

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二一日政令第一四一號) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令(以下この条において「新令」という。)第三十四条第二項の規定は、療養の給付を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養の給付を受ける月が同年八月までの場合については、なお従前の例による。

2 新令第三十九条第二項の規定は、同項に規定する被扶養者(以下この条及び次条において単に「被扶養者」という。)が療養を受ける月が平成十八年九月以後の場合について適用し、療養を受ける月が同年八月までの場合は、なお従前の例による。

3 新令第四十二条第二項第四号の規定は、療養のあつた月が平成十八年八月以後の場合について適用し、療養のあつた月が同年七月までの場合は、なお従前の例による。

第五条 健康保険法第七十四条第一項第三号又は第一百十条第二項第一号ニの規定が適用される被保険者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定収入被保険者」という。)に係る健康保険法施行令(以下この条において「令」という。)第四十一条第二項の高額療養費算定基準額は、令第四十二条第一項の規定にかかるわらず、同項第一号に定める額とする。

1 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十八年九月から平成十九年八月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者(被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者)

2 療養の給付又はその被扶養者の療養を受ける月が平成十九年九月から平成二十年三月までの場合における令第三十四条第二項又は第三十九条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者(被扶養者がいない者にあっては、四百八十四万円未満である者)

3 令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額は、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を限度とする。

1 令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 同号イに定める額

2 令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 同号イに定める額

4 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費に係る高額療養費の支給については、令第四十三条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号イ」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
(保険医療機関等の指定等の要件に関する経過措置)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第三項第三号及び第四号、第七十一条第二項第二号及び第三号、第八十条第七号及び第八号、第八十一条第四号及び第五号、第八十九

条第四項第五号及び第六号並びに第九十五条第八号及び第九号の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前にした行為により刑に処せられ、これらの規定に該当することとなつた者に係る当該刑については、適用しない。

2 健康保険法第八十九条第四項第四号の規定は、施行日前に同法第九十五条第十号の規定は、施行日前にしたことによりこれららの規定に該当することとなつた者に係る当該違反については、適用しない。

3 健康保険法第八十九条第四項第四号の規定は、施行日前に同法第九十五条第十号のいずれかに該当したことにより施行日前若しくは施行日以後に指定訪問看護事業者に係る同法第八十八条第一項の指定を取り消された者に係る当該取消しについては、適用しない。

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二一號) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二〇日政令第三九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年三月一一日政令第三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二六日政令第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一一日政令第三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二〇年三月三一日から施行する。

第二十八条 健康保険法施行令第三十四条第二項の規定は、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

2 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被保険者及びその被扶養者について、療養の給付又は当該被扶養者の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合にあっては、同項中「(以下「施行日」という。)以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合に該当する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。」とあるのは、「並びにその被扶養者(七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者に限る。)及びその被扶養者であつた者(法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この項において同じ。)」と、「当該被扶養者」とあるのは、「当該被扶養者及び当該被扶養者であつた者」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十九条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 施行日前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第三十一条 健康保険法施行令第四十二条第二項第一号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下この条において「特定収入被保険者」という。)に係る同令第四十二条第二項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第二項の規定にかかるわらず、第一条の規定による

改正前の健康保険法施行令（以下この条において「旧健保令」という。）第四十二条第二項第一号に定める額とする。

一 療養の給付又はその被扶養者（健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者をいふ。以下この号において同じ。）の療養を受ける月が平成二十年四月から八月までの場合における附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項の収入の額が六百二十一万円未満である者（被扶養者及び附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用する健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者であった者がいなき者にあつては、四百八十四万円未満である者）

二 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者がいない被保険者であつて、被扶養者であった者（健康保険法第三条第七項ただし書に該当するに至つたため被扶養者でなくなつた者をいう。以下この号及び附則第三十三条第四項第二号において同じ。）がいるものロ 療養の給付を受けける月が平成二十年九月から十二月までの場合において、その被扶養者であつた者について、健康保険法施行令第三十四条第二項に規定する被扶養者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

3 特定収入被保険者に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額は、同令第四十二条第三項の規定にかかるわらず、旧健保令第四十二条第三項第一号に定める額とする。

4 特定収入被保険者が次の各号に掲げる療養を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金の支払が行われなかつたときの健康保険法施行令第四十三条第一項の規定により特定収入被保険者について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項各号の規定にかかるわらず、当該一部負担金の額から次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額とする。

一 健康保険法施行令第四十三条第一項第二号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第二号イに定める額

二 健康保険法施行令第四十三条第一項第三号に掲げる療養 旧健保令第四十三条第一項第三号イに定める額

4 特定収入被保険者に対する保険外併用療養費又は家族療養費（第一項第一号に該当する者に係るものに限る。）に係る高額療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三条第三項中「当該各号に定める額」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百六十六号）第一条の規定による改正前の当該各号イに定める額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三十二条 健康保険法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第百十条第二項第一号への規定が適用される被扶養者のうち、平成二十年四月から十二月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令第四十一条第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいい、これらの者に対する医療に関する給付であつて厚生労働大臣が定めるものが行われるべき療養に限る。）を受けたもの（以下この条において「平成二十年特例措置対象被保険者等」という。）に係る同令第四十一条第四項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百六十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十二条第二項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第二項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。平成二十年特例措置対象被保険者等に係る健康保険法施行令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額については、同令第四十二条第三項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。この場合において、同令第四十三条第三項中「当

該各号」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十六号）第一条による改正前の当該各号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 健康保険法施行令第四十三条第四項及び第五項の規定は、平成二十年特例措置対象被保険者等が外来療養（同令第四十一条第三項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第百十五条第一項に規定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの同令第四十一条第三項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、同令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは、「同条第三項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百六十六号）附則第三十二条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた第四十一条第三項の高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合には、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において、」と、同条第五項中「第四十一条第四項から第六項まで」とあるのは、「第四十一条第三項」と読み替えるものとする。

6 前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保険者であつて、当該日雇特例被保険者を被保険者とみなして第一項の規定を適用した場合に平成二十年特例措置対象被保険者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第三十三条 施行日から平成二十一年七月三十一日までの間に受けた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、健康保険法施行令第四十三条の二第一項第一号（同条第二項及び第四項並びに同令第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、「同令第四十三条の二から第四十四条（第一項を除く。）までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。」

第四十三条の三第一項（同令第六十七万円）	第四十三条の三第二項（同令第六十二万円）	第四十三条の三第三項において準用する場合（同令六十二万円）	第四十三条の三第四項並びに第四十四条第二項において準用する場合（同令三十二万円）	第四十三条の三第五項（同令十九万円）
三百二十六万円	一百六十八万円	八十九万円	八十九万円	二十五万円
三百一十七万円	七十五万円	四十五万円	四十一万円	四十一万円
三十九万円	八十九万円	八十九万円	三十一万円	三十一万円
三十万円	三十万円	三十万円	三十万円	三十万円

イ この項の規定により健康保険法施行令第四十三条の二を読み替えて適用する場合の同条第七項に規定する介護賃合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護賃合算算定期準額を控除した

ロイ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額

四十三条の三六十二万円

5 基準日とみなされる日が平成二十年九月から十二月までの間にある場合における健康保険法施行令第四十三条の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同令第四十三条の三第五項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。	6 第十一条の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。）附則第四十五条第四項	7 第十二条の四第一項並びに改正令附則第五十二条第四項	8 第十三条の三の八第一項並びに改正令附則第五十八条第四項	9 第二十三条の三の八第一項並びに改正令附則第五十九条第四項	10 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	11 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	12 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	13 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	14 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	15 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項	16 第二十九条の四第一項及び第二項並びに改正令附則第三十九条第四項
---	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

附 則 (平成二十一年一月二一日政令第三五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第二条中健康保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第三条中船員保険法施行令附則に二条を加える改正規定、第四条中私立学校教職員共済法施行令第六条の表以外の部分の改正規定（第十一条の四並びに附則第三十四条の三）の下に「から第三十四条の五まで」を加える部分及び「第十一条の三の六の四第一項並びに附則第三十四条の三」を「第十一条の三の六の四第一項、附則第三十四条の三並びに附則第三十四条の四」に改める部分に限る。）及び同条の表に次のように加える改正規定、第五条中國家公務員共済組合法施行令附則第三十四条の三の次に二条を加える改正規定、第六条中国民健康保険法施行令附則第二条の次に二条を加える改正規定、第七条中地方公務員等共済組合法施行令附則第五十二条の五の次に二条を加える改正規定並びに第八条の規定は、同年四月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の健康保険法施行令（次条及び附則第六条において「新健保令」という。）第三十四条第二項、第四十一条から第四十三条まで及び第四十四条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお前述の例による。

第五条 健康保険法第七十四条第一項第二号の規定が適用される被保険者又は同法第百十条第二項第一号ハの規定が適用される被扶養者のうち、平成二十一年一月から三月までの間に、特定給付対象療養（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する特定給付対象療養をいう。）を受けたもの（以下この条において「施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等」という。）に係る新健保令第四十一条第六項の規定による高額療養費の支給については、同項中「を除く」とあるのは、「及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める給付が行われるべき療養を除く」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六条 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新健保令第四十一条第三項の高額療養費算定期准額については、新健保令第四十二条第三項第一号中「六万二千五百円。ただし、高額療養費算定期准額に該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。」とあるのは、「四万四千四百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七条 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新健保令第四十二条第四項第一号中「三万五千四十円。ただし、高額療養費算定期准額については、新健保令第四十二条第四項第一号中「三万五千四十円。ただし、高額療養費算定期准額に該当の場合にあっては、二万二千二百円とする。」とあるのは、「二万二千二百円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第八条 施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等に係る新健保令第四十二条第五項第一号中「二万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第九条 新健保令第四十二条第五項第一号の規定により施行日以後平成二十年度特例措置対象被保険者等について保険者が同項に規定する保険医療機関等に支払う額の限度については、同項第二号イ中「六万二千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、三万五千五十円）。ただし、高額療養費算定期准額に該当の場合にあっては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）とする。」とあるのは、「四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあっては、二万二千二百円）」と、同項第三号イ中「二万四千六百円」とあるのは、「一万二千円」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号。次項において「改正令」という。）附則第五条第五項の規定により読み替えたられた前項」と、同条第三項中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を改正令附則第五条第五項の規定に

第一項 第二条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第二条 (健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第一条 第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第二十九条並びに附則第三条及び第四条の規定の適用については、当分の間、同令第二十九条中「保険給付に要した費用の額（一）とあるのは、「保険給付に要した費用の額（平成二十年度前における保険給付に要した費用の額にあっては、（一）と、「含む」とあるのは、「含むものとする」と、同令附則第三条中「第二十九条」とあるのは、「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の一部を改正する法律第十三条の規定による改正前の国民健康保険法の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額を含むものとし、同年度以後における保険給付に要した費用の額にあっては、（一）と、「含む」とあるのは、「含むものとする」と、同令附則第三条中「第二十九条」とあるのは、「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第二百八十三号）附則第二条の規定により読み替えたられた第二十九条」と、同令附則第四条中「第二十九条、第六十五条第一項第一号」とあるのは、「全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第二条の規定により読み替えたられた第二十九条並びに前条の規定により読み替えたられた第六十五条第一項第一号」と、「日雇拠出金」とあるのは、「日雇拠出金」とする。

附 則 (平成二十一年九月二四日政令第三〇七号) 抄

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

より読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号及び第三号」とする。

6 新健保令第四十三条第四項及び第五項の規定は、施行日以後平成二十年度特例措置対象被保險者等が外来療養（新健保令第四十一条第五項に規定する外来療養をいう。）を受けた場合において、健康保険法の規定により支払うべき一部負担金等の額（同法第百十五条规定する一部負担金等の額をいう。）についての支払が行われなかつたときの新健保令第四十一条第五項の規定による高額療養費の支給について準用する。この場合において、新健保令第四十三条第四項中「当該療養に要した費用のうち同条第六項から第八項までの規定による高額療養費として被保險者に支給すべき額に相当する額を」とあるのは「同条第五項の規定による高額療養費について、当該一部負担金等の額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第五条第四項の規定による高額療養費算定基準額（当該外来療養につき算定した費用の額に百分の十を乗じて得た額が当該高額療養費算定基準額を超える場合にあつては、当該乗じて得た額）を控除した額の限度において」と、同条第五項中「第四十一条第六項から第八項まで」とあるのは「第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定は、健康保険法施行令第三十七条に規定する日雇特例被保險者であつて、当該日雇特例被保險者を被保險者とみなして第一項の規定を適用した場合に施行日以後平成二十年度特例措置対象被保險者等に該当することとなるものに係る高額療養費の支給について準用する。

第六条 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十三条第一項の規定を適用する場合における新健保令第四十三条の二第一項第一号（同条第三項及び第四項並びに新健保令第四十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「までの規定」とあるのは、「までの規定（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第二条の規定による改正前の第四十一条第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二条第一項の規定により読み替えた同号第二条第二項の規定））」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十三条第二項の規定又は附則第二条第二項の規定）」とする。

第一項の規定による改正前の第四十一条第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第二条の規定による改正前の第四十一条第一項から第三項までの規定（同条第一項の規定を附則第二条第一項の規定により読み替えた同号第二条第二項の規定））」とする。

3 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十三条第二項の規定又は附則第二条第二項の規定）」とする。

4 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十三条第二項の規定又は附則第二条第二項の規定）」とする。

5 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）附則第三十三条第二項の規定又は附則第二条第二項の規定）」とする。

6 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成三十二年三月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。

7 平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

8 最高都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

9 平成二十一年度経過措置基準率 平成二十一年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率を十で除して得た率をいう。

10 第一号平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

11 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

12 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により算定した第一号都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

13 第二号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

14 第三号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ハに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

15 収入等見込額相当率 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他の健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保險者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

第二条 （定義） この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成十八年健保法等改正法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）をいう。

二 新健保令 この政令による改正後の健康保険法施行令をいう。

三 協会 全国健康保険協会をいう。

四 支部被保險者 健康保険法第百六十条第一項に規定する支部被保險者をいう。

五 都道府県単位保険料率 健康保険法第百六十条第二項に規定する都道府県単位保険料率をいう。

六 経過措置期間適用月 都道府県単位保険料率の変更の場合における当該変更後の都道府県単位保険料率（平成三十二年三月以前に用いられるものに限る。）を用いる最初の月をいう。

七 平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

八 最高都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

九 平成二十一年度経過措置基準率 平成二十一年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率を十で除して得た率をいう。

十 第一号平均保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額と、当該一の事業年度における同条第二号に掲げる額の総額の見込額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十一 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十二 第一号都道府県単位保険料率 一の事業年度において新健保令第四十五条の二（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により算定した第一号都道府県単位保険料率のうち最も高い率をいう。

十三 第二号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十四 第三号都道府県単位保険料率 一の事業年度における新健保令第四十五条の二第一号ハに掲げる額を同号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

十五 収入等見込額相当率 一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他の健康保険事業に要する費用のための収入の見込額のうち当該支部被保險者を単位とする健康保険の当該一の事業年度の財政においてその収入とみなすべき額として協会が定める額を新健保令第四十五条の二第一号に掲げる額とみなして、同条（経過措置期間適用月が三月以外の月の場合にあつては、新健保令第四十五条の三）の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより算定した率をいう。

附 則（平成二十一年二月五日政令第三十七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に出産した被保險者若しくは日雇特例被保險者若しくはこれらの者であった者又は被扶養者に係る健康保険法の規定による出産育児一時金又は家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月二七日政令第五二号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

十六 平成二十一年度調整基礎率 平成二十一年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率を十で除して得た率をいう。

第三条 平成二十五年度及び平成二十六年度においては、前条第十五号中「一の事業年度において取り崩すことが見込まれる準備金の額その他健康保険事業」とあるのは、「健康保険事業」とする。

(都道府県単位保険料率に係る経過措置の期限)

第四条 平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める日は、平成三十二年三月三十一日とする。

(都道府県単位保険料率の変更の場合における調整)

第五条 都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の政令で定める基準は、経過措置期間適用月の属する事業年度(経過措置期間適用月が三月の場合については、当該三月の属する事業年度の翌事業年度。以下この項及び次条第一項において同じ)における平均保険料率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における次条の規定による調整前の都道府県単位保険料率の分布状況及び当該経過措置期間適用月から平成三十二年三月までの期間を勘案して、平成二十一年度経過措置基準率と当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、厚生労働大臣が定める平成二十一年度以降経過措置基準率をえた率と千分の八十二との率の差とする。

第六条 前項の平成二十一年度以降経過措置基準率は、平成二十一年度から平成三十一年度までの事業年度ごとに適用されるべき率として、それぞれ当該各事業年度の前事業年度末までに、当該各事業年度の前事業年度に適用されるべきものとして定めた同項の平成二十一年度以降経過措置基準率以上の率として定めるものとする。ただし、平成二十一年度に適用されるべき同項の平成二十一年度以降経過措置基準率は、平成二十一年度経過措置基準率以上の率とする。

第七条 都道府県単位保険料率の算定についての平成十八年健保法等改正法附則第三十一条の規定に基づく調整は、次の各号に掲げる都道府県単位保険料率の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率以上である場合 厚生労働省令で定めるところにより、イからニまでに掲げる率を合算した率からホに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率を控除した率に、当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率との差の範囲内において、イに掲げる率を控除した率を当該都道府県単位保険料率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ニ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率

ホ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率が当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率未満である場合 厚生労働省令で定めた率をえた率を加えた率からホに掲げる率を合算した率を当該都道府県単位保険料率とすること。

イ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率

ロ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号平均保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率を控除した率に、前号ロの平成二十一年度以降調整基礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第二号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率を控除した率に、前号ロの平成二十一年度以降調整基礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ニ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第三号都道府県単位保険料率

本 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における収入等見込額相当率

ハ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第二号都道府県単位保険料率から当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率を控除した率に、前号ロの平成二十一年度以降調整基礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

ニ 当該経過措置期間適用月の属する事業年度における第一号都道府県単位保険料率を控除した率に、前号ロの平成二十一年度以降調整基礎率を当該経過措置期間適用月の属する事業年度における最高第一号都道府県単位保険料率から当該第一号平均保険料率を控除した率で除して得た率を乗じて得た率

附 則 (平成二年四月三〇日政令第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二七日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二年五月二二日政令第一三九号)

この政令は、公布の日から施行する。

る場合における特定計算期間に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日政令第一三八号）抄

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中介護保険法施行令第十六条第一号の改正規定、同令第二十二条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十二条の二の二とする改正規定、同令第二十二条の次に一条を加える改正規定、同令第二十二条の三及び第二十

五条第一号の改正規定、同令第二十九条の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）、同条を同令第二十九条の二の二とする改正規定、同令第二十九条の三第三項及び第三十三条の改正規定、第

四条の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第一百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五項第一号の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（六月）を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二

五号の改正規定並びに同令第三十五条の二第六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二

五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

附 則（平成二七年三月三一日政令第一六六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年五月二九日政令第二四四号）

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二十五日政令第二二六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一八〇号）抄

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二十五日政令第二二六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一八〇号）抄

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二十五日政令第二二六号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日政令第一〇〇号）抄

1 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二六日政令第四〇〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二六日政令第四〇〇号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置） 第二条 健康保険法施行令第四十二条第三項（第六号に係る部分に限り、健康保険法施行令第四十条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、療養のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における同令第四十三条第三項の高額療養費算定基準額及び同令第四十二条の二第一項ただし書に規定する基準日（同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第七項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の二第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を除く。）の規定（七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。）

附 則（平成二九年三月三一日政令第九八号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日政令第一七七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二八日政令第二一三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

附 則（平成二九年六月三〇日政令第一七七号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月二九日政令第二一三号）抄

（施行期日） 第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

(施行期日)
1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)
2 この政令の施行の日前の出産に係る健康保険法及び船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金並びに私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則（令和五年一〇月二〇日政令第三〇七号）抄

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に健康保険法第百五十条の二第一項に規定する匿名診療等関連情報の提供の申出を行った者が同法第百五十条の十第一項の規定により納付すべき手数料の額については、第一条の規定による改正後の健康保険法施行令第四十四条の二第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和六年一月一七日政令第八号）抄

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月一七日政令第九号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月一九日政令第一二五号）抄

(施行期日)
1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。